

○凡 例

本稿（前編）は、竹島＝独島問題のうちの明治時代までを考察の対象としている。引用する史料・文献には漢文や日本式漢文体で書かれた文書が多いので、引用に当たっては概ね次のような原則によった。

- (1) 旧漢字（正字体）は、現在通用している漢字（略字体）に置き換えた。
- (2) 史料・文献をそのままの形で引用する場合は「 」とし、要約したり現代語に直したりして引用する場合にはく ）を使って括った。また漢文史料などに付した「大意」は、いわゆる「現代語訳」そのものではなく引用者による解釈や理解の概要を示したものである。
- (3) 長めの省略は「・・・(中略)・・・」等としたが、短い場合には単に「・・・」とした。
- (4) 特に断らない限り引用文に付したルビ（漢字の読みや漢文の読み下しを示す振り仮名）は、もっぱら読み通し易くする目的で引用者がつけたものであり、違う読み方が考えられる場合もある。
 (例) 付て：ついて、つきて 而して：しこうして、しかして
- (5) 変体仮名は原則として現在通用の仮名に置き換えた。また仮名の繰返し記号は原則して当該の仮名に置き換えた（例：かゝる→かかかる）。ただし翻刻された近世期の史料集や明治期の新聞などで使われているものについてはそのままにした場合がある。

第1章 朝鮮王朝と「于山島」「三峯島」

竹島＝独島についての歴史記録としては、早い時期のものが朝鮮王朝（1392～1910）の正史（『朝鮮王朝実録』と総称。また『李朝実録』とも呼ぶ）のウルルン島（鬱陵島）に関する記事中に散見される（→表1）。しかしそれらが確実に竹島＝独島をさすものといえるのかについては、研究者によって解釈に違いがある。

[表1] 15世紀以降の朝鮮王朝の文献に記載された2島の異名

成立年	文献名	ウルルン島	竹島＝独島(*)	備 考
1432 / 1452 年	世宗実録地 理志	武陵島（鬱陵 島）	于山島	「新羅時称于山国、一云鬱陵島」ともあり、一島説を注記している
1451 年	高麗史地理 志	鬱陵島（武陵、 羽陵）		「一云于山武陵本二島」と二島説を注記している
1499 年	成宗実録	茂陵島、武陵島	三峰島	
1531 年	新增東国輿 地勝覧	鬱陵島（武陵、 羽陵）	于山島	「一説于山鬱陵本一島」と一島説を注記している
1728 年	肅宗実録	鬱陵島	于山島（松島）	（→補論2「安龍福来航事件」参照）
1805 年	正祖実録	鬱陵島	可支島	可支島で可支魚〔アシカ〕2首を捉えたと記されている。

(*) 竹島＝独島の欄の異名は、「一島説」（→1-1参照）に立つ論者からは認められていない。

1-1 「于山島」について

朝鮮王朝の正史『世宗実録』の「地理志」（1432年成立、1452年一部を増補し完成）には、次の記事が見える。

「于山武陵二島、在県正東海中、〔割注：二島相去不遠、風日清明則可望見、新羅時称于山国、一云鬱陵島、・・・〕」（巻153、「地理志」江原道蔚珍県条）

（大意：于山、武陵の2島は、県の東方海上にある。2島の間は、遠く離れてはいない。風があつて空気の澄んでいる時は望み見ることができる。新羅時代は于山国と称した。一説に鬱陵島という。・・・）

また『高麗史』の「地理志」（1451年成立）には、次のように書かれている。

「鬱陵島、〔割注：在県正東海中、新羅時称于山国、一云武陵、一云羽陵、・・・(中略)・・・、一云于山武陵本二島、相距不遠、風日清明則可望見〕」（巻58、「地理志」蔚珍県条）

上掲2史書の引用箇所のうち「武陵」島が現在のウルルン島を指すと見ることに

異説はないが、「于山」島については、「武陵」島の他に「于山」島があったと考える「二島説」（この場合「于山」は竹島＝独島に当たると考えられている）と、それを否定して「武陵」「于山」2島は同一の島の異称であるとする「一島説」（この説の場合には、竹島＝独島は歴史上知られていなかったことになる）とがあり、論争が続いている。

異なる2つの解釈

この「于山」をめぐる論争について「一島説」に立つ川上健三は、成立年は『世宗実録』の「地理志」の方が早い、鬱陵島の記述に関しては、その内容から考えて『高麗史』の「地理志」の記述がより早いと考証した【注1】。そして本文で「二島説」をとる『世宗実録』の「地理志」の記述は、本文で「一島説」をとる『高麗史』の「地理志」の記述を転用したものであるとし、後から成立した『世宗実録』の記事は先に成立した『高麗史』の記事を分解してその順序を入れ替えたもので、より早く成立した『高麗史』の本文の方が正しいと論じたのである。

また川上によれば『世宗実録』の「于山武陵二島」の箇所は、もともと同一島（ウルルン島）につけられた別名を示したもので、記事の内容を見てもすべてウルルン島に関する説明であるという（川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、第1章第2節の2）。

さらに川上は同書の後の章（第3章第2節）においても、海上である物体を視認し得る距離を算出する公式を使って論証を試み、その結論としてウルルン島（最高地点は聖人峰の985メートル）から竹島＝独島（最高地点は西島の頂の157メートル）を見るには、船でウルルン島から20数マイル（＝カイリ）以上沖に出るか、同島の海拔200メートル以上の地点に登らなければならないが「往時は、鬱陵島は密林によっておおわれていたので、高所にのぼること自体に相当困難があったと思われ」またその高さに登っても「竹島が見渡せるように視野が開けていたかどうかも疑わしい」（川上健三・前掲書、p.281~282）と述べた。川上は、このような論証によってウルルン島から竹島＝独島を望見することは極めて難しかったと推断し「一島説」を補っているのである。

これに対して梶村秀樹は『高麗史』『世宗実録』の形式的な成立年代を根拠とする川上健三の「一島説」の説明について「文献史学的知識からみて無茶な史料操作である」と批判し【注1②】、于山、武陵、鬱陵など島名が時代により変遷・混乱しているとしても「二島説」が朝鮮の史書に繰り返し記述されたのは、東方海上に相隔たる2つの島があると認識していたためであると論じた。

また梶村は、川上健三がウルルン島から竹島＝独島を視認するのは極めて難しかったと推断したことに疑問を投げかけ、ウルルン島は海岸部が概して急峻で、むしろ200~300メートルの台地上に比較的平坦な開墾適地が広がっているから「旧時の火田式農耕なら、そんな土地がまず開墾された可能性が高い」（梶村秀樹「竹島＝独島問題と日本国家」：『梶村秀樹著作集』第1巻所収、p.328）と述べて、同島の住民は密林に視界をさえぎられて竹島＝独島を見ることが出来なかったという川上の主張を批判したのである【注2】。

「于山島」と「松島」

一方中村榮孝は、朝鮮政府内では1696年に起きた安龍福来航事件（→補論2）を契機に鬱陵島に対する関心が高まり、その折に日本のいう「松島」を鬱陵島の旧名である「于山島」にふりあてる考えが生まれたと指摘した。

中村は『東国文献備考』（1770年成立）の中の「鬱陵・于山、皆于山国地、于山則倭所謂松島也」（大意：鬱陵・于山はともに于山国の地である。于山は日本がいうところの松島である）を引用したうえで「現在の竹島を韓国領と主張する論拠は、ここを出発点にして、さらに、于山・鬱陵の二島説へさかのぼっていくのである」と論じた（中村榮孝「鬱陵島と竹島」：『日鮮関係史の研究』下巻所収、p.448）。

たしかに、日本のいう「松島」に「于山」の名を振り当てる考え方が朝鮮政府内で定着した時期は、中村榮孝の指摘するとおりかもしれない。ただし第一に留意すべきは、朝鮮政府がこのときまで鬱陵島の他にも島があるという情報を全然知らなかったわけではないということである。『世宗実録・地理志』以降の朝鮮王朝の史書に「二島説」が「一島説」とともに並存しており（→表1）、また実際にも、島を確認するための探索隊を送っていたという事実がそのことを傍証している。

次に留意すべきは、安龍福が日本側で「竹島」「松島」と呼んでいた島へ実際出かけたうえで「日本のいう「松島」は「于山島」であり朝鮮の八道図にも記載されている」と主張したことである。安龍福は都で文献を集めそれによって本を書いた知識人ではなく、自ら船に乗り2島を実見したうえで、文献上の「于山島」を「松島」に当てていたのである（隠岐・村上家文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚」：→補論2参照）。

したがって少し見方を変えるなら、中村榮孝の指摘する17世紀末の安龍福の来航事件は、それまで文献上で並存していた2説うちの「二島説」の方が有力となり、それが定着していくきっかけとなった出来事であるともいえるであろう。

1-2 「三峯島」をめぐる論争

また別に『成宗実録』（1499年成立）には、江原道の東方海上に「三峯島」があるとの情報に接した朝鮮政府が、そこに人民が移り住んでいるかも知れないと考え、数次にわたって三峯島探索隊を派遣したという、やや詳しい記述が見られる（1472〔成宗3〕年~1481〔成宗12〕年）。最終的に三峯島の位置を確認するまでには至らなかったが、これは国王・成宗が三峯島発見に熱心だったことも含め、「二島説」が朝鮮政府内で一時期優勢になったことを反映していると思われる。しかしこの「三峯島」の記事に関しても、研究者間の解釈の隔たりは大きいといわざるを得ない。

たとえば、川上健三は『成宗実録』の記事を検討した結論として「もしも三峯島が実在の島であるとすれば、これに比定すべきもっとも有力な島は鬱陵島である」と「一島説」を主張している。川上は以下のように述べて、鬱陵島以外に三峯島という島があったと考

える「二島説」を否定しているのである。

- ① 1472年に派遣された朴宗元の三峯島探索隊の船4隻は、島に向かう途中で暴風のため漂流し、いずれも鬱陵島とその近海に到達したが三峯島は見つからなかったこと。
- ② 鬱陵島を海上からみた姿が文献上「三峯岌嶮として」(『新增東国輿地勝覧』)とか「三峯天に接して」(『肅宗実録』)などと形容されていること。
- ③ 三峯島を実際に見たという人物がいずれも朝鮮最北部の咸鏡道の出身者で、鬱陵島のことをそれと知らずに三峯島と称して報告した可能性があること。

(川上健三・前掲書、p.120~132。なお大熊良一『竹島史考』p.172~183も参照)

これに対し梶村秀樹は「鬱陵島やその小属島のことなら、王朝側にもかなりの知識があるのだから、特別の探索隊を出すことはありえず、それ以外の島であることが探索の前提になっている」と述べ、川上の解釈を批判しているのである(梶村・前掲論文、『梶村秀樹著作集』第1巻、p.333~334)。

また関連して、唯一三峯島を海上から望見することに成功したとされる金自周の報告(1476〔成宗7〕年派遣。ただし島には上陸していない)をめぐっても、研究者によってまったく異なる解釈となっている。

たとえば川上健三によれば、金自周が報告した三峯島の形状は、鬱陵島を海上から見た形状によく合致するとされるが、川上自身が紹介・引用している韓国・高麗大学の申爽鎬教授によれば、金自周の報告は、独島=竹島をそのまま描いたものと見られるというのである(川上健三・前掲書、p.121~122に訳文での引用が収載されている)。

念のために『成宗実録』の金自周報告の記事を示せば次のようなものである。

「二十五日西距島七八里計到泊、望見則於島北有三石列立、次小島、次巖石列立、次中島、中島之西又有小島、皆海水通流、亦於海島之間、有如人形別立者三十、因疑惧不得直到、画島形而来・・」(巻72・成宗7年10月丁酉条、下線は引用者)

【解説】上の引用部分では、三峯島から7、8里(約3km。日本の1里は朝鮮の10里に相当)離れた海上での、船の上から眺めた三峯島の景観を描写した後、海岸線に(「於海島之間」)人影(「如人形」)が30見え、危険と思われたため島には向かわずに船上から島の形状を描いてきたと述べている。

この報告にある三峯島の景観を行文のとおり読みれば(島の北に三石列立有り、次に小島、・・)とある。ここの最初にある「島」をどう解釈するか、三峯島を竹島=独島に比定する場合には、その説明が難しいと思われる。また竹島=独島は、ほぼ同じくらいの面積の東島と西島の2島以外に目立つ大きさの島はないので、上記の報告のように(島)・・、次に小島・・中島、中島の西に小島)と、(島)と3つの島が並ぶような配置であったとされる光景には適合しないように思われる【注3】。

その一方「もしも三峯島が実在の島であるとすれば、これに比定すべき最も有力な島は

鬱陵島である」(川上健三・前掲書、p.129)とする川上の解釈にも、たとえば「皆海水通流」の解釈などには疑問がある。この箇所を川上は「それらの島の間には海水が通流していた」(前掲書、p.125)と説明しているが、島と島の間には「海水」があり潮汐によって「通流」するのは当たり前で、そんな当たり前のことをわざわざ報告するとは考えにくく、これは別の光景を表現したものではないかと思われる(なお梶村秀樹は「小島が波をかぶる程度のものであることを表現したもの」と解釈している。→注3参照)。

ただし川上は、金自周の報告にある三峯島の景観が竹島=独島の景観よりもウルルン島のそれにより適合的だといっているのであって、三峯島がウルルン島であると一義的に主張しているわけではない。三峯島は架空の島であるというのが、川上の主張である。

「二島説」の背景にあるもの(まとめ)

以上鬱陵島、于山島、三峯島という朝鮮の歴史書に見える島名に関する議論のいくつかをスケッチしてきたが、大まかにいえば「一島説」は、歴史書に見える島のうち鬱陵島(ウルルン島)は実在するが、于山島や三峯島は、観念上の架空の島だという説である。

その根拠は、後者の于山島、三峯島については歴史書における説明に具体性が乏しく、また説明があるものはいずれも鬱陵島の方により当てはまる内容であり、現在の竹島=独島の説明としては不適切だというものである。論争に引用された諸文献を行文どおりに読む限り、この「一島説」の方により説得力があることは認めざるを得ないと思う。

しかし一方で、ウルルン島(鬱陵島)には古くから人が住んでいたわけだから、島の住民が何かの機会に水平線の彼方に浮ぶ竹島=独島を見つけ、それがいつしか島民の間に知られるようになっていったということも十分に考えられると思う。したがって「二島説」を空想の産物と見なしすべてを切り捨ててしまうのは、いささか乱暴な議論であろう。

『高麗史』によれば、高麗王朝の毅宗が金柔立を派遣して鬱陵島の現地調査をさせた際、同島には7カ所の村落の跡と石仏、鉄鐘、石塔があったという(毅宗11〔1157〕年:『高麗史』巻58、地理志・蔚珍県条。なお編年体の高麗史である『高麗史節要』〔1452年成立〕も金柔立の派遣を毅宗11年としているが、『世宗実録』巻153、地理志・蔚珍県条では、毅宗13年のこととしている)。また『世宗実録』(巻153、地理志・蔚珍県条)によれば、朝鮮王朝の「太祖」(正しくは「太宗」在位:1400~1418)の時、安撫使・金麟雨を派遣して鬱陵島に逃げ込んでいた流民を強制的に連れ出し(「刷出」)鬱陵島を無人島化する、いわゆる「空島政策」に踏み切っている。

こうした史実からわかることは、ウルルン島には何時とは知れない頃から人が住み着き、中央政府もそのことを知っていたということである。後になって高麗王朝期の「倭寇」の被害や朝鮮王朝期の「空島政策」によって島民がいなくなり、そのため中央政府の関心が薄れて同島に関する情報や認識に混乱が生じたことは否定できないが、同島には寺が建てられるほど多くの人が居住していた時代もあったのである。したがって竹島=独島のこと

を見知っていたウルルン島の住民や地方官衙からの情報が中央政府のもとにもたらされ、それが史書に「二島説」として痕跡をとどめたと考えることも出来るのではないかと思う。

なお上で紹介した高麗王朝期（12世紀）に報告されたウルルン（鬱陵）島の村落跡の7カ所というのは、江戸時代（17世紀）に日本人が「竹島」渡海していた頃古絵図にある大坂浦、浜田浦、北浦、竹浦などの浦の数やフランスのラペルーズ艦隊が鬱陵島をダジュレー島と命名したとき（18世紀）に観察した入江の数とも一致しており【注4】、確証はないもののウルルン島の地形から判断して同じ地点であった可能性が高いと思われる。そしてこの想像が正しければ、7つの集落のうち数カ所は、竹島＝独島を望見することが可能なウルルン島の東－南側に位置しているのである。

【注1】川上健三は『世宗実録・地理志』（1432/1452年）には朝鮮王朝・太宗の空島政策に関する記事が追録されているが『高麗史・地理志』（1451年）はその記述がないので「少なくともこの鬱陵島に関する記事については『実録地理志』の方があたらしい」とした（同著『竹島の歴史地理学的研究』、p.97）。

②しかし『高麗史』が、それより後の時代である朝鮮王朝期の記事を書いていないのは、高麗王朝の正史という史書の性格から考えてむしろ当然と見るべきで『高麗史』成立の時期とは無関係の事柄であるといえる。この川上の史料の扱い方は、梶村の指摘するとおり妥当性を欠いているといわざるを得ない。

【注2】「于山」島を竹島＝独島だと考えた場合に、果たしてウルルン島から見たかどうかというこの論争については、梶村秀樹の主張の方が正しいことを内藤正中が堀和生、崔永禧らの研究を紹介する形で裏付けており、今日では決着がつけられている（内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』）。また韓国政府は、ウルルン島から撮影された水平線上に浮ぶ独島＝竹島の写真を公開し、独島が見えることを実証している。

【注3】竹島＝独島を構成する島数は、一般に2島と書かれることが多いが、その島数を3島と記す文献も散見される。たとえば時代ははるかに下るが、明治時代の中ごろ隠岐からウルルン島に向かった船上から竹島＝独島を望見した一日本人が「一ヶの孤嶋あり、俗之れをリランコ島と云ふ、其周囲凡そ一里許りにして三ヶの嶋嶼より成れり、・・」と述べているのがその例である（佐藤狂水「朝鮮竹島探検」：『山陰新聞』1894年2月18日所収。原文にあったルビは大半を省略した。下線は引用者。→6-2参照）。なおここにある「リランコ島」が現在の竹島＝独島である。

これとは別に川上健三・前掲書、5ページに掲載された「竹島実測図」には、女島、男島、平岩と3つの地名が書き込まれている。同図では前者の2島が東島、西島に当たる。また平岩は、前記2島から北側に少し離れた位置にあり、岩礁群の内の1岩を指すようだ（あるいは、その岩礁群全体を指すのかもしれない）。

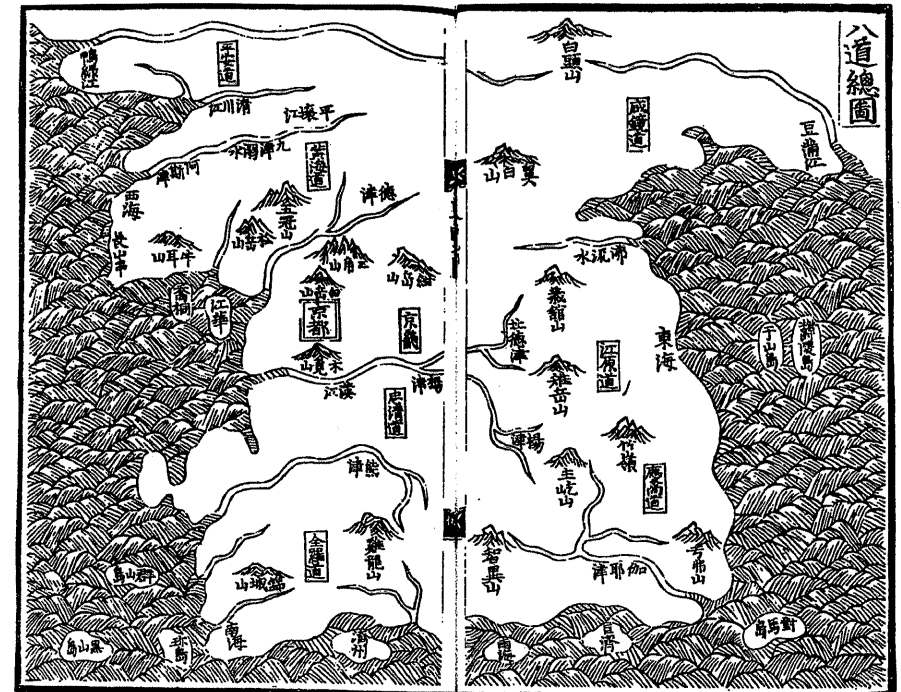
また三峯島を竹島＝独島と見る梶村秀樹は「竹島＝独島を東から眺めたばあい、その東島と西島とは重なって一体に見えるはずで、報告中の『中島』は両者を合わせたものであり、『海水通流』とは小島が波をかぶる程度のものであることを表現したものであろう」という（梶村秀樹・論文「竹

島＝独島問題と日本国家」：『梶村秀樹著作集』第1巻所収、p.334）。

【注4】フランスのラペルーズ艦隊は、1787年5月27日、朝鮮半島の東の日本海を北上中に、海図にはなかった島を発見し「ダジュレー島」と命名、経緯度を天測した。これは、ウルルン島が西洋の地図に載せられる契機となった最初の“発見”だが、ラペルーズの『航海記』には、翌日同島に接近して（上陸はしなかった）偵察した島の様子が書かれている。

それによると「ダジュレー島」は、全体が頂上から海面付近まで目も覚めるような美しい緑で覆われていたが、海岸部は剥き出しの岩壁が城壁のように屹立して島を取り巻き、わずかに7カ所の砂浜の小さな入り江があっただけだという。そして入り江に見えた作業場では、中国船と同形の船がいくつか建造中であった。その作業場にいた職人たちは、艦隊の接近に驚いて近くの森に逃げ込んだという。また小屋がいくつか見られたが、集落や耕地は見られなかったので同『航海記』では、船大工たちが朝鮮半島から渡ってきてここで船を作り、朝鮮半島各地に売り出すのだらうと推測している（ラペルーズ『太平洋周航記』下巻、p.267-268）。

【図1】『新增東国輿地勝覧』の八道総図（平凡社・東洋文庫版『択里志』、p.14-15の挿図より）



*今日の地理の知識を前提とすれば、于山島が鬱陵島の東側（地図の右側）に位置していなければ于山島を竹島＝独島に当てることは出来ないと考えてしまうが、この地図を載せている『新增東国輿地勝覧』の本文には「于山島 鬱陵島【割注：一云武陵、一云羽陵、二島在東正東海中・・】」とあるだけで、2島の位置関係がどうであるかについては書かれていない。

第2章 江戸時代の日朝関係とウルルン島＝「竹島」

江戸時代の日本では、朝鮮のウルルン島のことを「磯竹島」または「竹島」と呼び、現在の竹島＝独島の方は「松島」と呼んでいた。「竹島」＝ウルルン島（漢字では鬱陵島）は、朝鮮半島の東方約140キロメートルの日本海に浮ぶ火山島で、面積は日本の八丈島より少し広い約72平方キロメートル。大きな竹が自生していたことにちなんで「竹島」と命名されたようだ。一方「松島」（現在の竹島＝独島）は、松どころか草も生えていないような小さな岩島であるが、「松島」という日本側の呼称は、おそらく「竹島」の名が先にあってそれとの連想からつけられた島名ではないかと考えられている。

したがって、江戸時代の「竹島」と現在の竹島＝独島とは直接的な関係はないことになるが、日本人に「松島」（竹島＝独島）の存在が認識されるようになるのは「竹島」（ウルルン島）への渡海からであり、また後述する「竹島一件」に絡んでその領有権が問われることにもなったので、しばらくの間江戸時代の「竹島」について歴史をたどっておこう。

*これから扱う江戸時代において「竹島」「松島」とカギ括弧をつけて表記するのは、現在のウルルン島（鬱陵島）および竹島＝独島のことである。なお江戸時代から明治時代にかけての文書では、ウルルン島の漢字を「鬱陵島」のほか「蔚陵島」「蔚陵島」あるいは「武陵島」などの異なる字でも書いており、漢字表記について当時はあまり頓着していない。

2-1 日朝両国のウルルン島認識

朝鮮政府の「空島政策」

日本の戦国時代、高麗王朝（918年成立）とその後継の朝鮮王朝（1392年成立）では、朝鮮半島沿岸を荒らし回る「倭寇」（東アジア沿岸で活動した海賊）の被害に悩まされていた。そこで朝鮮王朝では「倭寇」対策の一環としてウルルン島に人が住むことを禁止する政策とった。これが「空島政策」と呼ばれるものである。この空島政策は、「倭寇」がおさまった後にも、朝鮮本土での賦課（課税）を逃れてウルルン島に隠れ住む者がいたため継続されていた。

この「空島政策」については、むしろ積極的にウルルン島に植民し開発すべきだという考えが朝鮮政府内で主張されたこともあったが、結局変更されることなく1880年代に廃止されるまで400年以上も続いたのである。

その結果、朝鮮王朝の記録や正史には、公式には島民がいない（住んではならない）とされたウルルン島（鬱陵島）や、もともとの無人島である現在の竹島＝独島に関する有意な情報はごくわずしか見出せない。この朝鮮政府の「空島政策」による意図的な無人島化のために生じた現地情報の不足ないし欠落は、前章で触れた朝鮮王朝の史書などに見られる島名の混在（併記）や記述内容の混乱を助長したものと思われる。

日本人の「竹島」認識

一方日本側では、この無人島化されたウルルン島（鬱陵島）をいつの頃からか「磯竹島」または「竹島」と呼ぶようになっていた。

朝鮮半島に最も近い対馬では、多くの島民が朝鮮との通交・貿易に関わって生活していたので、ごく自然にウルルン島の情報も得ていたようである。また江戸時代になってからの一時期は、後で述べるように鳥取藩領の米子の町人が空島にされていた「竹島」に渡海を繰り返すようになったため、日本側にはウルルン島（「磯竹島／竹島」）やそこに向かう途中にあった現在の竹島＝独島（「松島」）に関する知見が次第に蓄積し、両島のことをより詳しく知るようになっていった。こうした日本側の地理的情報の正確さや詳しさは、朝鮮側にはないものであった。

ただし注意すべきことは、領有権をめぐる問題はこの島に関する記録の多寡や情報の精粗などとは別の、次元を異にしたものだということである。例えて言えば、空き家になった他人の家があり、ドアにカギがかかかっていないからといって無断で中に入ったり勝手に住み着いたりすれば、それは所有者の権利を侵害する犯罪行為と見なされであろう——ここでの「空き家」を「空島」にされたウルルン島に置き換えても同じことがいえるはずである【注1】。

2-2 江戸時代の外交の仕組み——幕府と対馬藩——

これから江戸時代の日朝関係と「竹島」（ウルルン島／鬱陵島）および「松島」（竹島＝独島）の領有権問題を検討していくにあたり、その前に、理解の前提となる江戸時代の日朝外交の仕組みについて概観しておこう。

江戸時代は、一般的には「鎖国」の時代として知られているが、江戸幕府の鎖国政策は、人と物の出入り（出入国管理および貿易）を幕府が厳しく統制するものであって外国との交際をまったく鎖（とぎ）してしまうものではなく、実際には次ページの[図2]のように4つの窓口によって外国との交渉が行なわれていた。そのうち幕府直轄領であった長崎以外では、幕府が直接外国と接触するのではなく、それぞれ対馬藩・薩摩藩・松前藩に命じて外交を担当させていた。つまり長崎以外の窓口では幕府は表に出ず、藩を経由した間接的な交渉にとどまっていた点が、現在の国家間の外交のあり方と大きく異なっていたのである。

次に、このような江戸時代の外交のあり方を、朝鮮外交の窓口となった対馬藩の場合について少し具体的に見ておこう。

江戸時代は、日本国家の主権者である将軍（徳川氏。朝鮮からの外交文書では「日本国大君」と朝鮮国王（李氏）とが、外交上相互に対等であるという了解のもとに国交が結ばれていた。江戸幕府が正式に国交を結んだ国は、幕末に米国使節・ペリーの来航があるまでは朝鮮王国1国だけであった。ただし幕府（将軍の政府）は、既述したように日朝外

交の実務には直接は関与せず、それらはすべて將軍の家臣である対馬藩主(宗氏)が將軍に対する「家役」(家臣の奉仕義務)の一環として行なう形になっていた。そして対馬藩では、この特別な「家役」を果たすために、藩の機構の中に他の諸藩には見られない対馬藩独自の役職者や組織を置いていたのである。

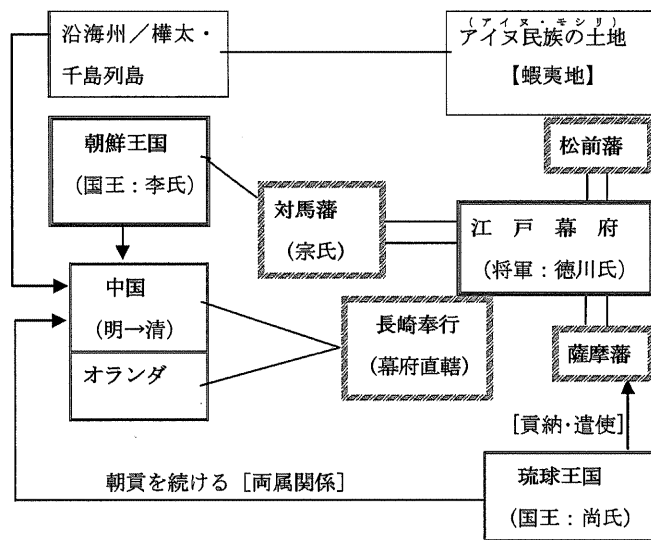
たとえば、朝鮮との交渉を進める際に必要となる外交慣例や故事先例についての情報を素早く調べられるようにしておくため、日頃から外交文書や交渉記録を収集し分類・整理することを職務とする「朝鮮方」という部署があった。そしてそこには雨森芳洲(誠清/東五郎〔1668~1755〕。新井白石と同じ木下順庵門下の秀才で『交隣提醒』の著者)や松浦霞沼(允任/儀右衛門〔1676~1728〕。『朝鮮通大紀』の編者)といった一流の儒学者が召抱えられていたのである。また外交文書を作成するために臨濟宗の僧・景輦玄蘇(1537~1611)を府中(対馬の厳原)に招いて以厩庵【注2】を創建したほか、朝鮮側との交渉で必要となる通詞(「通辞」「通事」とも。朝鮮語通訳)も藩独自に養成していた。

さらに対馬藩では、江戸・大坂の藩邸以外に朝鮮との貿易のために京都・博多(のち廃止)・長崎の各地に蔵屋敷を置いていた。そのうち特に長崎の蔵屋敷は、長崎に輸入されて来る胡椒、明礬、蘇木【注3】などを朝鮮向けに再輸出するための買付けに当たっていたほか、幕府の外交全般を管掌した長崎奉行所と連携して日朝双方の漂流民の保護と送還の実務も担当していたのである【注4】。そのため藩の長崎屋敷には、長崎奉行所や長崎詰の諸藩との連絡交渉に当たる長崎聞役(役職名)や朝鮮語通詞が常勤していた。

もう一つ対馬藩独自のものは、朝鮮の釜山に置かれた倭館(和館)の存在である【注5】。倭館は、同時代の長崎にあった出島や唐人屋敷とよく似た性格を持ったもので、朝鮮政府から特別に認められた日本人の居留地である。対馬藩はこの倭館で朝鮮政府との外交交渉、漂流民の保護・送還手続きおよび日朝貿易を行っていたのである。

倭館には、館守(対馬藩が派遣した倭館の統括責任者)、外交交渉のたびに交渉役として派遣された裁判、日朝間で交わされる文書の点検、起草、記録などを担当した東向寺の僧(対馬領内の臨濟宗の諸寺から輪番で派遣)、朝鮮語通詞など、日朝外交の最前線を担う人々が常勤または滞在していた。

〔図2〕江戸時代「鎖国」体制下の対外関係



→: 朝貢(服属)関係

さらに倭館には、朝鮮との貿易取引を担当する代官と呼ばれる役人や対馬藩の商人、そのほかにも倭館の日常生活を支える料理人、大工、医師、茶碗を焼く陶工、大勢の水夫などさまざまな職種の日本人が居留していた(居留人数は常時500人ほどだったという)。

一方朝鮮政府は、倭館の近くに倭館のことを所管する東萊府と軍事・国防を担う釜山鎮を置いていた。そのうち東萊府(長官: 東萊府使)には、日本との交渉実務を担当する訓導、別差という役職名の倭学訳官(日本語通訳官)各1名と多くの小通事(下級の日本語通訳)が働いていた。このうち倭学訳官は、朝鮮王国の外国語通訳官の中央官署である司訳院に科挙を経て登用され釜山に派遣されていたエリートの通訳で、外交官の役割も果たした。

【注1】近代国際法の観点からは、実効支配の有無が重要だという主張もありうる。しかし、朝鮮政府が「空島政策」によってあえて無人島にしたウルルン島の場合は「領有権の放棄」には当たらない。なぜなら、政府が居住民を強制的に島から立ち退かせた「刷出」は、領有権があることを前提にしてなされているからである。また定期的ではなかったようだが、島へ観察使等を派遣していったから、ウルルン島領有の意思が放棄されたことはなかったといえる。

【注2】景輦玄蘇は博多・聖福寺の住持であったが、1580年に対馬島主・宗義調から請われて対馬に渡り以厩庵に住んだ。当時の外交文書はすべて漢文で作成されたので、玄蘇のような漢詩文についての教養が豊かな禅宗の僧侶たちが將軍や各地の大名に召抱えられて外交僧になっていたのである。ところが対馬藩では、玄蘇の後を継いだ規伯玄方がいわゆる「柳川一件」(対馬藩の御家騒動に絡んで発覚した国書偽作事件。1635〔寛永12〕年、將軍・家光の親裁により藩主・宗義成と争った重臣の柳川調翼が流罪とされた)に関与して流罪となったため、事件後に幕府の斡旋により京都五山の学僧が輪番(1~3年交替)で対馬・以厩庵に駐在して日朝間の外交文書の作成・監理に当たる制度が創られた。これが「以厩庵輪番制」と呼ばれるものである。

【注3】胡椒は薬餌(薬効のある食物)として、また明礬と蘇木(蘇芳ともいう。マメ科の小高木で、心材や莢を染料に用いた)は生糸・絹織物の染色(赤・紫色)に用いられた。いずれも貴族の生活に欠かせないものとして朝鮮で高い需要があった。

【注4】江戸時代日本各地に漂着した朝鮮人は、まず漂着地の村で保護し事情聴取の調書が作成された。その後領主(藩主など)が費用を負担して長崎に送られ、長崎奉行所(幕府の出先機関)で取り調べを受けた後、漂流民の身柄は対馬藩長崎屋敷(蔵屋敷)に引きとられて対馬(島)に送られた。そこで改めて対馬藩の事情聴取を受けてここでも調書が作成され、最後に以厩庵での臨検が行われて日本を出国する手続きがすべて完了した。

対馬藩からは、漂流民送還のための臨時の使者(漂差使)を立てて漂流民を釜山まで護送し倭館で朝鮮側に引き渡すのが慣行だったが、1682(天和2)年以降は漂差使の派遣を止め、年例送使船(定期派遣された対馬藩の使者の船)に付属させて送ることになった。

他方朝鮮に漂流した日本人は、すべて漂着地から釜山まで護送されて対馬藩に引き渡された。その後日本人漂流民は、対馬藩によって釜山から対馬(島)を経由して長崎奉行所か大坂町奉行所に送られ、そこで幕府の事情聴取を受け(「入国審査」)、問題がなければ各領主(藩など)に引き取られて出身地に帰されたのである(参照:『布施村誌』所収の「権右衛門の漂流」には、越前

の三国から隠岐に帰る途中で朝鮮に漂流した村民の日本への送還過程が詳しく紹介されている)。

【注5】倭館とは、もともと交易を求めて朝鮮に渡航して来た倭人(朝鮮王朝では日本人のことをこう呼んだ)を受入れるために朝鮮王朝が設置した接待所と商館を兼ねた施設のことである。

朝鮮王朝は倭寇(朝鮮・中国を荒らしまわった海賊)対策の一環として、15世紀前半までに日本船の来泊・交易を認める港を朝鮮南部沿岸の富山浦(現在の釜山市)、齊浦(乃而浦が本来の呼称。現在の鎮海市)および塩浦(現在の蔚山市)の3ヵ所に限定し(これを「三浦」と総称した)、そこに倭館を設置したのである。朝鮮王朝は日本船の来航・交易を外交使節の往来という形式をとらせることで統制していたので、日本の交易船は外交使節を乗せて三浦のいずれかの港に入り、そこで朝鮮側の検察(入国審査)を受けてから倭館に入泊し接待を受けた。その後外交使節は首都の漢城(現在のソウル。ここにも倭人使節を接待する倭館があった)まで赴いたが、交易はその間に三浦の倭館や外交使節が滞在した首都の倭館において行われたのである。

ところが三浦の倭館の周辺には、いつしか外交使節の出入りとは関係なく日本人が勝手に小屋掛けして住み着くようになり、その数が増えて日本人町ようになっていった。こうして住み着いた日本人を朝鮮側では「恒居倭人」と呼んだが、恒居倭人の中には朝鮮政府が禁止した物品を扱って取締りにあたり役人や住民と悶着を起したりする不屈き者が跡を絶たず、また倭寇との結びつきも疑われたことから、恒居倭人の存在は治安・国防上の問題として朝鮮政府を悩ませた。

1510(永正7/中宗5)年4月、朝鮮側の倭人取締り強化に不満を募らせていた三浦の日本人たちは、対馬島の宗氏からの援兵も得て三浦一斉に暴動を起した(日本史では「三浦の乱」と呼ぶ)。この日本人による暴動は半月後に朝鮮軍が出動して鎮圧され、恒居倭人はこの時に一掃されて日朝間の交易も一旦途絶してしまった。また暴動に加担して援兵を送った対馬の宗氏は、それまで朝鮮政府から許されていた交易上の特権をすべて失い経済的困難に直面することになった。

三浦の乱の後、宗氏は足利将軍や有力大名の大内氏などに助力を仰いで朝鮮との通交復旧の道を探り、1512年に「壬申約条」を結ぶことに成功して厳しい条件ながら日朝交易を再開することができた(新たな開港場所は齊浦1ヵ所に限られ、また倭館に居留することも認められなかった)。宗氏はこの約条を足掛りにその後も交易条件の改善に努め、1521年には釜山浦の倭館再開も実現することができた。

その後齊浦の倭館は、1544年に慶尚道の蛇梁が倭寇に襲われる事件が起きた際に閉鎖され、唯一残った釜山浦の倭館も豊臣秀吉が始めた朝鮮侵略戦争(文禄・慶長の役:1592~1598)によって首都にあった倭館と共に破却され、日朝交易は再び途絶してしまったのである。

近世の日朝交易は日本軍が撤退した後の1601年になって再開された。この年朝鮮政府は対馬島人との交易再開を許可し、釜山港外の絶影島に倭館を置いた。対馬の宗氏は1603年に江戸幕府が開かれると朝鮮との国交回復を幕府に対して熱心に働きかけ、1607年に朝鮮国王から徳川将軍に対する第1回の通信使派遣を実現させた(正確にはこのときは「回答兼刷還使」)。

釜山の倭館はこの修好の機会に絶影島から対岸の豆毛浦に移されたが、対馬藩では豆毛浦倭館の立地の悪さや敷地の狭さを訴えて移転を要望し、それが容れられて草梁項への移転が認められた(草梁倭館。1678年完成)。この新しい倭館がその後江戸時代を通じて日朝間の外交と貿易の唯一の窓口となったのである(参照:村井章介『中世倭人伝』、高橋章之助『宗家と朝鮮』)。

第3章 「竹島」渡海免許状をめぐる諸問題

3-1 江戸初期の「磯竹島」(鬱陵島)をめぐる日朝交渉

江戸時代(幕府開設は1603年)が始まって間もない1609(慶長14/光海君元・万暦37)年、日朝間で己酉約条(送使約条)が結ばれた。

この約条は全12条からなり、日朝間(具体的には対馬藩主と朝鮮政府との間)の貿易に関する取り決めと日本からの使節の接待方法が規定されていた【注1】。これによって文禄・慶長の役(1592~1598。なお朝鮮史では「壬辰・丁酉倭乱」と呼ぶ)以降途絶えていた日本と朝鮮との通商貿易および国交回復が実現し、江戸時代の日朝関係が正式にスタートしたのである。またこの約条によって対馬藩(宗氏)を唯一の窓口とする近世日朝通交の原則が確立し、以後明治政府が外交権を東京の政府(外務省)のもとに一元化するまでの約260年の間、この約定は日朝間の基本条約として機能したのである。

ところで「竹島」=鬱陵島(ウルルン島)の帰属に関しては、1614(慶長19/光海君6・万暦42)年に、対馬藩と朝鮮政府の間で交渉が行なわれている。この時の交渉は、対馬藩側が「空島」となっていたウルルン島のことを「磯竹島」と呼んで朝鮮側に現地調査を申し込み、日本領の島と認めさせようと目論んだことが発端であったらしい【注2】。

しかし朝鮮政府はそれを許さず、東萊府使(東萊府の長官)・尹守謙から対馬藩主・宗義智に宛てて返書が出された。その中に次のような文言が見える。

「但書中有看審磯竹島之説、深竊驚訝、不知是計、果出於誰某耶、来使口称、本島介於慶尚江原兩道海洋之中云、即我国所謂鬱陵島者也、載在輿図、屬於我国、今雖荒廢、豈可容他人之冒占啓闢、自古及今、日本与我国海嶠洲嶼、各有區別、分限截然而或有往來之事、惟以貴島為一路門戶、此外則便以海賊論斷、其所以慎閔防而嚴禁約之義、貴島亦豈不知乎、・・(以下略)・・」(万暦42年7月日付:『朝鮮通交大紀』巻5、刊本、p.197)

(大意:来書の中に磯竹島の調査[「看審」]の話がありひどく驚いている。この計画が誰から出たものか知らないが、本島は慶尚・江原両道の沖合にある、我国でいう鬱陵島のことであり『東国輿地勝覽』にも記載され我国に属している。今は荒廢しているからといって、どうして他人が冒し取ること[「冒占」]を許し紛擾[「開闢」]の発端にすることがあるのか。古より今に至るまで、日本と我国は海辺の山地や島にも各々その境界があり、はっきりと分かっている。往來するには貴島[=対馬藩を指す]を唯一の門戶とし、この外によるものは海賊と論斷すること、その国境の防備を厳しくする約定のあることを貴島が知らないはずはない。)

すなわち朝鮮政府側は、対馬藩からの申し入れを不審とし、①「磯竹島」は朝鮮領の鬱陵島であること、②日本から朝鮮への渡航は対馬経由の一路に限り他の経路による者は賊と見なす約束になっているはずであると主張しているのである。さらにこの復書の後にも

対馬藩側からまた書契（書簡）が出されたようで、2ヵ月後に再び東萊府使・朴慶業から、上掲の書簡とほぼ同趣旨の復書を再び対馬藩主宛てに出している（同年9月日付：『朝鮮通交大紀』、刊本、p.198~199）。

その後の1620（元和6）年には、「磯竹島」（鬱陵島／ウルルン島）に住み着いていた日本人の商人、弥左衛門・仁右衛門父子を捕らえて京都に送るよう「台命」（将軍の命令）があり、それを受けた対馬藩主・宗義成は、同島に小田治郎右衛門、阿比留新左衛門らを派遣して父子を捕縛させ、伏見（京都）に送るという出来事もあった（『通航一覽』巻129：朝鮮国部105・貿易、元和6庚申年の条に引用された『対州編稔略』の記事）。

以上、ここまで述べてきた史実を見るかぎり「磯竹島」（「竹島」）が朝鮮領の鬱陵島であることや同島への渡航が禁止されていることは、日朝両国とも政府（幕府）レベルまで了解されていた基本認識だったと考えられる。

3-2 「竹島」渡海免許状の発給

ところが同じ幕府が5年後の1625（寛永2）年には、鳥取藩領米子の町人・村川市兵衛、大谷（大屋）甚吉両名から出され旗本の阿部四郎五郎正之が仲介した「竹島」渡海の申請を認め、鳥取藩主宛てに渡海免許状を発給しているのである【注3】（免許状の島名は「磯竹島」ではなく「竹島」となっている）。以下にその全文を引用しておく。

*なお下の文書は原本ではなく写。原本は、「竹島」渡海禁止令（元禄9年1月）が出された折に、紛らわしくなるという理由で鳥取藩から幕府の元に回収され、伝存はしていないようだ。

以上
従伯耆国米子、竹嶋江先年舟相渡之由候、然者如其今度致渡海之段、米子町人村川市兵衛、大屋甚吉申上付而、達上聞候之処、不可有異儀之旨被仰出候之間、被得其意、渡海之儀可被仰付候、
恐々謹言
五月十六日
永井信濃守／尚政 在判
井上主計頭／正就 同
土井大炊頭／利勝 同
酒井雅楽頭／忠世 同
松平新太郎殿人々御中
『大日本史料』第12編之29、p.343~344

【解説】この文書は、書状（手紙）の形式をとっているが、文面は老中（年寄）が将軍の命令を鳥取藩主に伝えており、内容からいえば江戸幕府老中連署奉書と名付けられる文書である。

冒頭の「以上」とは、尚々書（追而書とも。今日の「追伸」に相当するもので書状の右端の余白に書き足した）は無いことを意味する断り書きであり、最後の「恐々謹言」は書状の文末に使

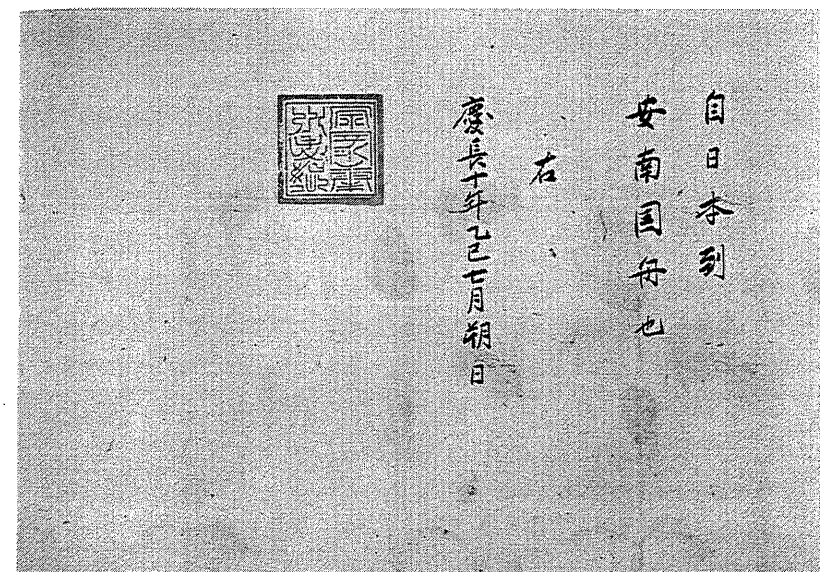
われた決り文句の一つである。また充所（宛先、宛名）の「松平新太郎」とは鳥取藩主・池田光政（幼名：華隆）のことだが、それに「殿」が付けられ「人々御中」と脇付が添えられていることから、この文書は書状の形式を踏まえている。

次に文書の内容を見ると、その大意は（米子から竹島へ先年渡海したとのことであるが「今度竹島に渡海致します」と米子町人らが申し上げたことを将軍がお聞きになり「その通りにせよ」と仰せられたので（米子町人に対し）渡海のことを仰せ付けてください」というもので、幕府の老中が上意（将軍の命令）を奉じてその命令の内容を鳥取藩主に伝達している文書、すなわち奉書である。なお充所は藩主になっており、渡海する米子の町人らに直接宛てたものではない。

この「竹島」渡海免許状と比較すると、同じ時期に海外へ出向いた幕府公認の異国渡海船（貿易船）に発給された渡海免許状の方は将軍の朱印を捺した高い格式の文書で（この文書を持参した船が「朱印船」である）、航海のたびごとに発給され帰国したら返納するものであった。朱印状の形状は【図3】のように極めて簡潔なもので、古文書学上「竹島」渡海免許状とはまったく別様式の文書である（図3の文：「自日本到／安南国舟也／右／慶長十年乙巳七月朔日／（朱印）」）。

また用紙の使い方を比較すると、朱印状は縦紙（用紙を横長に置いてそのまま右上から書いていく）だが、「竹島」渡海免許状の方は、伝存する写本（米子市山陰歴史館所蔵）を見るとかなり横長の軸物（巻物）に表装されており、原本は江戸初期の老中奉書で一般的に使われていた折紙（横長に置いた用紙を2つに折り上下2段にして使う。縦紙より略式の様式とされる）だったのではないと思われる。伝存する「竹島」渡海免許状の写が横に長いのは、原本の折紙の上下を切り離し、それらを横に接いだ形に直して写し取ったからであろう。

【図3】異国渡海朱印状の例（慶長10〔1605〕年、京都・相国寺所蔵。『国史大辞典』第7巻・別刷「朱印船」より）。行き先の「安南国」は現在のベトナムにあった。左端の朱印の印文は家康が使用した「源家康弘忠」。料紙（用紙）は大高檀紙（縦約50cm×横約72cm）が使われている。



3-3 渡海免許状発給の理由

それにしても、同じ幕府によって、しかも5年という短期間の内に、相矛盾した意思決定がなされた理由や背景は何だったのだろうか。

まず思いつくのは、前章で触れた朝鮮外交の仕組みに由来するものであろう。すなわち朝鮮との外交交渉は、実質的に対馬藩が担当し幕府の関与は間接的なものだったため、幕府側に十分な外交文書・記録が整備されておらず気づかなかったという理由である。

しかし上掲の「竹島」渡海免許状に連署している老中(年寄)の一人である土井利勝は、前に述べた鬱陵島の日本人を対馬藩に捕縛させた事件(1620年)にも関与した当時の幕府における実力者であった。したがって幕府当局が「磯竹島/竹島」が朝鮮領であることや同島への渡海が禁止事項であることを知らなかったとは思われず、幕府が既にあった日朝間の合意事項に気づかないまま渡海免許状を発給してしまったとは考えにくいといえる。

もし上の推測が的外れでないとしたら、幕府は同島が朝鮮領であり日本からの渡海が認められない島であることを承知の上で、鳥取藩主宛てに「竹島」渡海免許状を発給していたということになる(ただし、なぜそんなことをしたのかという根本の理由は分からない)。

なお池内敏は、この「竹島」渡海免許状は最初に一度、しかも藩主宛てに発給されただけで藩主の代替わりの時にも再申請や再発給はなされておらず、1696(元禄9)年に渡航禁止令が出されるまで一度も更新されなかったとする。すなわち「竹島」渡海についての幕府の関与は、渡海の度ごとに朱印状を発給していた朱印船とはまったく異なり、初回だけの間接的なものにすぎなかったというのである。それゆえ池内は、この「竹島」渡海免許状の発給をもって「かくて日本人による竹島(鬱陵島)の開発は、幕府公認の下に本格化することとなる」(川上健三・前掲書 p.73)などとは言えないものだったと結論付けている(池内敏『大君外交と「武威」』、p.249~251)。

一方、米子の町人、村川・大谷両家が「竹島」渡海免許状の発給を求めた理由は何だったのだろうか。

この疑問に対する一つの答えは、彼らが「竹島」を日本領ではなく外国領と認識していたので、異国渡海の許可が必要と考えたからというものであろう(日本国内の島であれば渡航許可など要らないはずである)。この観点は、朱印船貿易のような東南アジア諸国へ渡海する貿易船についての考え方を「竹島」渡海船について当てはめたものといえるが、これにはただちにいくつか疑問が湧いてくる。

たとえば、いわゆる朱印船貿易の朱印状(異国渡海の免許状)は、渡海していく相手国の当局者に対し日本政府(つまり江戸幕府)が公認した貿易船としてそれ相応の待遇や保護が得られるよう期待して、船主側が発給を願い出たものである。他方「竹島」渡海免許状の場合は、目的地の「竹島」が、それとは明示されていないものの無人島(朝鮮側からいえば「空島」と知った上で渡海しているので、朱印船貿易に準じた考え方を「竹島」渡海に適用することには無理があるといえる。

また朱印状が海外でその効力を発揮するためには、朱印状を有効な書類と認める了解なり協定なりが相手国政府との間で成立していなければ意味をなさない。そのために、たとえば徳川家康は呂宋政庁の長官(「比島長官」)や安南国王(「安南国大都統」)。安南国はベトナム北部にあった国)に朱印船制度の開始を通告する書簡を送っているのである(1601〔慶長6〕年のこと。参照：岩生成一『新版・朱印船貿易史の研究』、p.60~65)。他方米子町人による「竹島」渡海がそうした環境になかったことはいうまでもないであろう。

「竹島」渡海免許状発給の出願について考えられるもう一つの理由は、米子の両家が幕府の権威を借りて他の同業者の「竹島」渡海を排除しようとして発給を願い出たというものであろう。それというのも、村川・大谷両家の「竹島」渡海とは通常の貿易取引、すなわち国境をまたぐ商品(と貨幣)の交換が目的の渡航ではなかったからである。

村川・大谷両家による「竹島」渡海は、あからさまに言えば無人島化されて手つかずとなっていた「竹島」すなわちウルルン島(鬱陵島)の天然資源を、誰の規制も受けずまたその代価を支払うこともなくとって来るという「商売」であった。したがって「竹島」に渡海できる者は、本来村川・大谷両家に限られたものではなく、常に他所からの同業者と競合する可能性があった(後述するが、天保年間に摘発された浜田藩領民の「竹島」密貿易事件は、その傍証といえるであろう)。そのため米子の両家としては「竹島」渡海の利益を長期的かつ最大限に確保するために、幕府発給の渡海免許状という「御墨付き」を求めたのではないかと考えられるのである。

そうした観点に立つて推察するなら「竹島」渡海免許状とは、渡海した貿易相手国の当局者に示すための朱印状とは異なり、渡海船が「竹島」現地で競合した同業者に示し、幕府の権威を後ろ盾にして競争相手を牽制し排除する効果を期待した文書だったといえるのではないだろうか。そして実際にも「竹島」渡海船の船頭は、1692(元禄5)年に「竹島」で漁をしている朝鮮人漁民たちに出会った際彼らに向かって〈この島は公方様(=將軍)より拝領している島である。どうしてお前たちが来ているのだ〉と難詰しているのである(→第4章・注1参照)。

またこうした「竹島」渡海免許状が有する“牽制力”は、不定期ながらも繰り返し実現した村川・大谷両家の江戸参府と「御目見」(將軍への拝謁)によって維持、補完されていたと見ることもできよう。両家による江戸参府と御目見は、免許状発給の翌年(1626/寛永3年)から「竹島一件」(→次章)の起きた年(1694/元禄7年)までの約70年間に合わせて13回確認できるというが(池内敏・前掲書、p.265表7-2)、その際に將軍から下賜された「御紋御時服、御熨斗目」「御紋船印」などの品々は、帰国後周囲に御披露目されることで、無言の内に競争相手の出現を牽制し排除する効果を持ったことであろう。

【注1】この約定を全11条とする史料もあるが、田代和生によれば、それは全12条の内の2条分を1つにまとめたため減った結果と考えられるという。具体的には、同約条の第5条目で割書きとなっている部分を独立させて第6条目にするると全12条になる(田代『近世日朝通交貿易史の研究』第1章)。以下に田代の指摘に従って全12条に直した形の約定を引用しておく(分かりやすいよ

う順番に従い丸数字を付けた。参照：『朝鮮通交大紀』、刊本・p.183~185、また田中健夫編『善隣国宝記・新訂統善隣国宝記』、p.336~339のテキスト・頭注も参照。

- 「①一、館待有三例、国王使臣為一例、対馬島主特送為一例、対馬島受職人為一例、
- ②一、国王使臣出来時、只許上・副船事、
- ③一、対馬島歳遣船式拾隻、内特送船三隻、合式拾隻事、大船六隻、中・小各七隻、
- ④一、対馬島主処、歳賜米・太并壹百石事、
- ⑤一、受職人、歳一来朝、不得遣人事、
- ⑥一、平時受職人則免罪、幸（今）不拳論事、
- ⑦一、船有參等、式拾五尺以下為小船、式拾陸尺・柒尺為中船、式拾捌尺・玖尺・參拾尺為大船、船夫、大船肆拾、中船參拾、小船式拾為定額、尺量船体、又点船夫之數、船夫雖多、不得過定額、若不足則以点数給料事、
- ⑧一、凡所遣船、皆受対馬島主文引、而後乃來事、
- ⑨一、対馬島主処、依前例函書成給、著見様於紙、歳礼曹及校書館、又置釜山浦、每書契來、憑考驗其真偽、違格船還入送事、
- ⑩一、無文引者及不由釜山者、以賊論斷事、
- ⑪一、過海料、対馬島人給五日糧、日本国王使臣給式拾日糧事、
- ⑫一、他余事一依前規事」

注)・數の当て字：一=壹、二=貳、三=參、四=肆、六=陸、七=柒、八=捌、九=玖、十=拾

- ・受職人^{じゆしやくじん}：外交上の功勞により日本に居ながら朝鮮国から官職を受け、通交を許された者。
- ・歳遣船^{さいけんせん}：朝鮮国に毎年派遣し通交貿易することを公許された船のこと。
- ・歳賜米・太：朝鮮国が毎年支給する米と大豆のこと。并^{あなまて} 100石 (=俵) 支給すると規定。
- ・文引^{ぶんいん}：朝鮮国に渡航するための渡航証明書で、船の大小、使者・船夫の人数を記した。
- ・函書^{とんしょ}：朝鮮国が日本の通交者に与えた銅印。この印を書契^{しやくし} (書簡) に捺させて徴証とした。

⑧は文引の発行権を対馬島主 (対馬藩主である宗氏を指す) だけに認めた規定、⑨は対馬島主に与えた函書の印形を朝鮮国側に保管し、これを日本からの書契 (書簡) におされている印形と照合してその真偽を審査し違格の船があれば還らせるという規定、⑩は (対馬島主が発給する) 文引を持たない者や釜山を経由しない者は賊と断定するという規定。この己酉約定の諸規定によって、朝鮮と通じるには対馬藩を唯一の窓口とし、それ以外のルートは認めないという江戸時代の日朝関係の基本原則が確定したのである。

この約定に従うなら、伯耆国 (鳥取藩領) の米子から直接「竹島」すなわち朝鮮領の鬱陵島 (ウルン島) に赴くのは「賊」と見なされることになる。

【注 2】『辺例集要』には、東萊府使・尹宗謙の時、日本船が書簡を持って来航し「磯竹島」を現地調査したいので案内して欲しいと申し込んで来たが、それは慶尚・江原両道の境に位置する鬱陵島と思われるので返答したとする、次のような記事が見える。

「府使尹宗謙時、倭小船一隻、持書契、規外出来、問其緣由、則頭倭日、以家康分付、探見磯竹島大小形止、而恐有漂風、路引成給、故持戸此書契出来云云、又問島何在、答云、介在於慶

尚・江原境、觀其語句、則疑是鬱陵島、緣由 啓」(同書、卷 17・鬱陵島：甲寅万曆 42 [1614] 年 6 月の条)

またこれに関連して朝鮮王朝実録の中の『光海君日記』には次のように書かれている。

「備辺司啓日、鬱陵島禁止倭奴来去之意、前日礼曹書啓中、已為抛理回論矣、今者島倭、猶欲来居鬱陵島、又送書契殊為可駭、本島之屬於我国、在輿地勝覽、或収方物或刷島民、明有典故、将此事節、具載於回答書契之中抛義切責、以杜奸猾之計、以為便益、移文于慶尚監司・釜山辺臣、另諭来航、專齎此書、作速帰報島主、俾遵朝廷禁約、從之」(同書、卷 82：光海君 6 [1614] 年 9 月辛亥条。下線は引用者)

(大意：備辺司が王に申し上げていうには「鬱陵島に日本人が来ることを禁止する旨は、先日礼曹の書簡の中で道理にもとづいて説諭しております。今回対馬の日本人(「島倭」)が、なおも鬱陵島に居住しようとしてまた書簡を送ってきたことは驚くべきことでもあります。鬱陵島が我国に属することは『東国輿地勝覽』にあり、産物を徴収 (=課税) したり島民を刷出 (=退去強制) したりしたことも明らかであります。このことを眞に回答の書簡に記して叱責し、悪だくみを断ち切るため慶尚監司と釜山の地方官に指令して来航船に書簡を持たせ、速やかに帰って「島主」[対馬藩主] に報告させ、朝鮮政府の禁止令を遵守させてください」と。王はこれに同意された)。

【注 3】幕府による渡海免許状の発給年は元和 4 (1618) 年が通説であった (たとえば川上健三・前掲書、第 1 章)。また本稿で引用した『大日本史料』も元和 4 年の項に免許状を掲載している。

しかし内藤正中は、文書に連署している 4 人の老中 (より正確には「年寄」。老中制度の成立は 1635 年頃とされる) のうち元和 4 年では 2 人しか在職していないとしてこの通説に疑問を投げかけた。内藤は、4 人が揃って老中に在職するのは 1622 年 (元和 8 年) 以降のことであると考証し、文書の発給年も同年かそれ以降とするのが適当であるという (内藤正中・前掲書、第 2 章)。

それとは少し違う観点だが、引用した『大日本史料』では連署している土井利勝の「大炊頭」の「頭」に「(助)」と注が付されている。これは文書発給の年と考えられた元和 4 年には、まだ「大炊助」だったという意味である。『寛政重修諸家譜』や『国史大辞典』によれば、土井利勝の「大炊助」叙任は 1605 (慶長 10) 年、「大炊頭」昇任は 1623 (元和 9) 年 6 月の將軍・秀忠の参内の折である。また『柳堂補任』によれば、土井利勝の老中 (奉書連判) 就任も同じ年の 9 月からとなっている。「竹島」渡海免許状は 5 月に発給されているので、以上の諸条件を満たすためには発給年は翌 1624 (寛永元) 年以降ということになり、内藤説よりさらに 2 年以上下ることになる。いずれにしても従来の通説 (1618 年) は誤りではないかと考えられる。

また別に、近世の朝鮮漂流民を研究してきた池内敏は、1637 (寛永 14) 年 6 月に「竹島」から米子に帰ろうとしていた村川市兵衛船の 30 人が朝鮮に漂着した際の所持品記録の中に「松平新太郎殿へ 参 候 御連書之 写」があることを見出した。池内はこれを「竹島渡海免許状」の写であろうとし、この写について漂流民たちが「十三年以前」に発給された旨を供述していることから逆算して免許状の発給年を 1625 (寛永 2) 年と推定している (池内敏・前掲書、p.247)。本稿における「竹島」渡海免許状の発給年については、この池内敏の説に拠っている。